

**「屋外焼却」は
法律や条例で禁止されています**

廃棄物の屋外焼却(野焼き)による煙や臭気は、ダイオキシン類などの有害物質を発生させるなど、大気汚染の原因の一つになっています。

このため、一部の例外を除き、屋外焼却行為は、法律や条例により禁止されています。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十六条の二・県民の生活環境の保全等に関する条例第六十六条

なお、例外的に認められる屋外焼却行為であっても、近隣住民から苦情が寄せられるような場合は、指導の対象となります。



例外として認められる場合とは

- ・風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な焼却(どんと焼きなどの地域の伝統行事)
- ・農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる焼却 など
(ビニール焼却などは含まない。)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十六条の二、同施行令第十四条

県民の生活環境の保全等に関する条例第六十六条、同施行規則第七十六条

構造基準に適合しない焼却設備は使用できません。

廃棄物焼却施設の構造基準が強化され、次の構造の焼却設備でなければ使用できません。

- ・煙突の先端以外から燃焼ガスが排出されないもの
- ・煙突の先端から火炎又は黒煙が排出されないもの
- ・煙突から焼却灰及び未燃物が飛散しないもの
- ・空気取入口及び煙突の先端以外に焼却炉内と外気とが接することがなく、燃焼ガスの温度が摂氏 800 度以上の状態で燃焼できるもの
- ・燃焼に必要な量の空気の通風が行われるもの
- ・外気と遮断された状態で定量ずつ燃焼物を燃焼室に投入することができるもの
- ・燃焼室中の燃焼ガスの温度を測定するための装置が設けられているもの
- ・燃焼ガスの温度を保つために必要な助燃装置が設けられているもの

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第三条第二項イ、同施行規則第一条の七

県民の生活環境の保全等に関する条例第六十六条、同施行規則第七十五条

◎処理基準に従って行われない廃棄物の焼却は、処罰されることがあります。

罰則 5年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金、又はこの併料

お問い合わせ先 豊川市産業環境部環境課 ☎89-2141
清掃事業課 ☎89-2166